第１編　総説

第１章　組織・人事

１．機構図

・3部12課3場1センター32係　　（令和8年3月31日）
・職員定数429人（予備定数(1人)、総務課付(1人)を含む）

（単位：人）

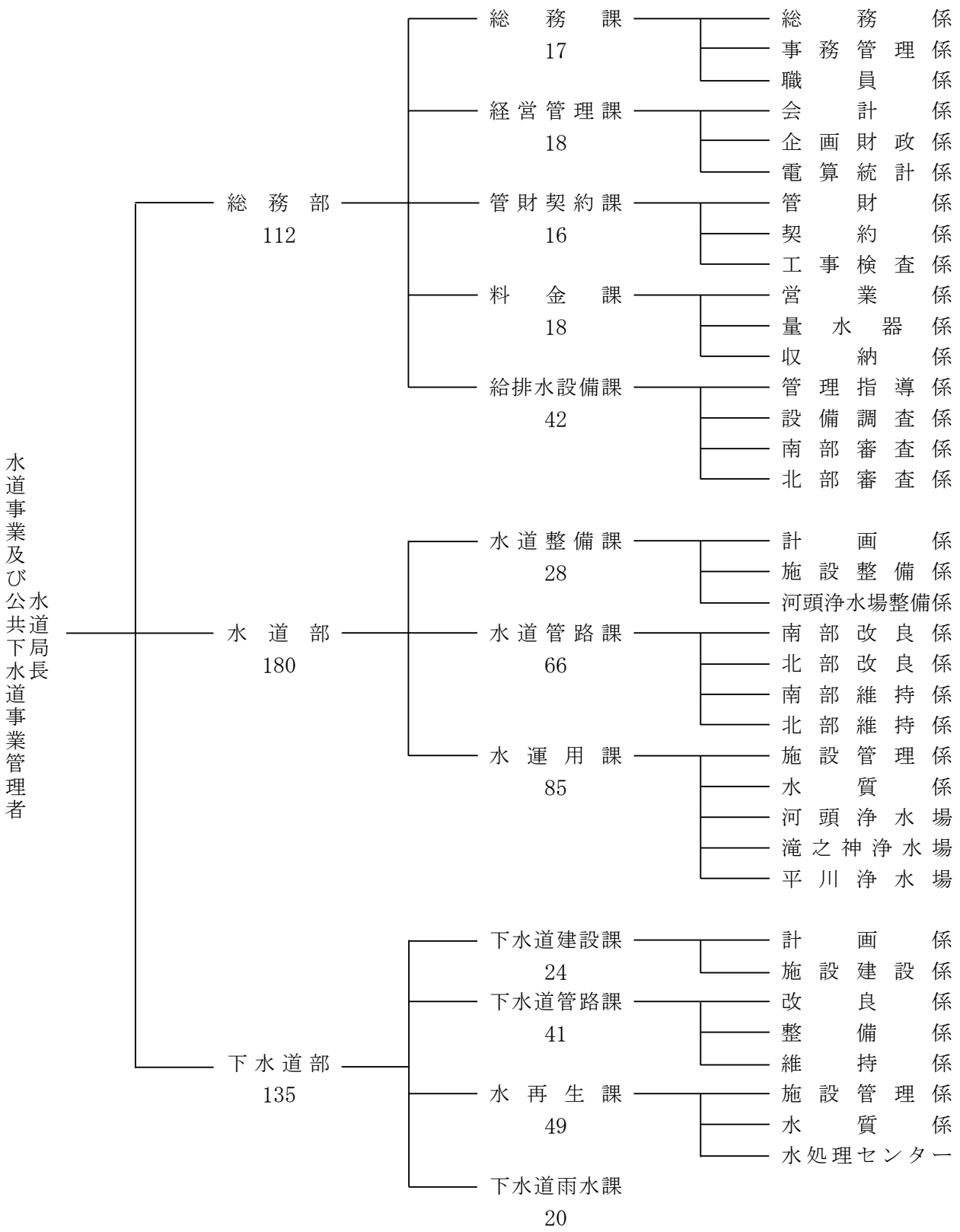

2．事務分掌

令和8年3月31日現在

部・課・係名			事務分掌
総務部	総務課	総務係	①　文書の収受、発送、整理及び保存に関すること。 ②　公印の保管に関すること。 ③　儀式及び交際に関すること。 ④　日本水道協会及び日本下水道協会に関すること。 ⑤　災害対策の総括に関すること。 ⑥　水道史の編さんに関すること。 ⑦　万之瀬川水源基金との連絡調整に関すること。 ⑧　課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑨　課の予算及び経理に関すること。 ⑩　課の文書及び庶務に関すること。
		事務管理係	①　事務・事業の考査に関すること。 ②　事務改善の計画及び調整に関すること。 ③　職員定数、組織及び事務分掌に関すること。 ④　市議会に係る事項の総括に関すること。 ⑤　重要文書の審査に関すること。 ⑥　条例、規則、規程及びその他法務に関すること。 ⑦　管理規程の公布に関すること。 ⑧　告示に関すること。 ⑨　広報及び広聴に関すること。 ⑩　情報公開制度の総括に関すること。 ⑪　水道局が保有する個人情報の保護制度の総括に関すること。 ⑫　報道機関との連絡に関すること。 ⑬　特命事項に関すること。 ⑭　局議・部課長会議の招集に関すること。 ⑮　局・部内の連絡調整に関すること。 ⑯　局及び部の庶務に関すること。
		職員係	①　職員の配置に関すること。 ②　職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。 ③　職員の給与及び児童手当に関すること。 ④　職員の諸税の源泉徴収及び納付に関すること。 ⑤　退職者に対する給付に関すること。 ⑥　職員及び職員以外の者の旅費計算に関すること。 ⑦　職員の研修に関すること。 ⑧　職員の労務管理並びに労働協約及び団体交渉に関すること。 ⑨　職員の損害賠償に関すること。 ⑩　職員の交通事故による損害賠償の総括に関すること。 ⑪　職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。 ⑫　鹿児島県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関すること。 ⑬　職員の被服の貸与に関すること。
	経営管理課	会計係	①　決算及び財務諸表に関すること。 ②　業務状況の報告に関すること。 ③　消費税及び地方消費税に関すること。 ④　会計伝票等の審査及び執行に関すること。 ⑤　現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 ⑥　会計伝票及び証拠書類の保管及び整理に関すること。 ⑦　預り金及び預り有価証券の保管に関すること。 ⑧　資金計画及び資金の運用に関すること。 ⑨　出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。 ⑩　課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪　公印の保管に関すること。 ⑫　課の予算及び経理に関すること。 ⑬　課の文書及び庶務に関すること。

部・課・係名			事務分掌
総務部	経営管理課	企画財政係	① 経営に係る重要事項の企画、調整、調査及び研究に関すること。 ② 財政計画の策定に関すること。 ③ 予算の編成、配当及び統制に関すること。 ④ 企業債の借入れ及び償還並びに一時借入金に関すること。 ⑤ 補助金の受入れに関すること。 ⑥ 経営審議会に関すること。
		電算統計係	① ＯＡ機器の利用に関すること。 ② 電算利用の企画及び調整に関すること。 ③ 電算の管理及び運営（上・下水道施設の制御等に係るものを除く。）に関すること。 ④ 電算利用業務の開発及び保存に関すること。 ⑤ データベースの管理に関すること。 ⑥ 統計の総括及び事業年報の作成に関すること。 ⑦ 料金制度の企画及び研究に関すること。
	管財契約課	管財係	① 資産管理の総括並びに固定資産台帳の保管及び整理に関すること。 ② 不動産の取得に係る登記及び不動産の借用に関すること。 ③ 行政財産の使用許可に関すること。 ④ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関すること。 ⑤ 資産の評価及び減価償却に関すること。 ⑥ 庁用備品管理の総括に関すること。 ⑦ 資産の損害保険に関すること。 ⑧ 水道、工業用水道及び下水道施設の事故による損害賠償の総括に関すること。 ⑨ 水道、工業用水道及び下水道施設の賠償責任保険に関すること。 ⑩ 車両管理の総括に関すること。 ⑪ 庁舎及び公舎の維持管理に関すること。 ⑫ 電話管理の総括に関すること。 ⑬ 防火管理の総括に関すること。 ⑭ 庁内の警備及び取締りに関すること。 ⑮ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑯ 公印の保管に関すること。 ⑰ 課の予算及び経理に関すること。 ⑱ 課の文書及び庶務に関すること。
		契約係	① 各種工事の請負及び資機材の購入の契約に関すること。 ② 物品の購入及び修繕の契約に関すること。 ③ 印刷及び製本の発注契約に関すること。 ④ 委託業務の契約（別に定めがある場合を除く。）に関すること。 ⑤ 入札保証金、契約保証金及び違約金の徴収及び還付に関すること。 ⑥ 物品等の検収に関すること。 ⑦ 不用品の売却に関すること。
		工事検査係	① 請負工事等の検査に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設及び排水施設の工事検査に関すること。 ③ 請負工事に係る資機材等の検査に関すること。
	料金課	営業係	① 使用水量及び排除汚水量（以下「使用水量等」という。）の計量及び精査並びに認定に関すること。 ② 水道料金、工業用水道の料金及び下水道使用料（鹿児島市地域下水道条例第11条に規定する使用料を含む。）（以下「水道料金等」という。）に係る各種届出の受付及び処理に関すること。 ③ 水道料金等の調定及び納入通知に関すること。 ④ 水道料金等の減免及び調定更正に関すること。

部・課・係名			事務分掌
総務部	料金課	営業係	⑤　共同住宅（店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。）又は所有者の負担となる遠隔測定式水道メーター及び集中検針盤が取り付けられている建物（以下「共同住宅等」という。）の各戸検針及び各戸の水道料金等（工業用水道の料金を除く。）の収納の契約に関すること。 ⑥　私設消火栓の使用に関すること。 ⑦　船舶給水に関すること。 ⑧　検針業務等の委託契約に関すること。 ⑨　給水装置の漏水等の調査の委託及び処理に関すること。 ⑩　課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑪　公印の保管に関すること。 ⑫　課の予算及び経理に関すること。 ⑬　課の文書及び庶務に関すること。
		量水器係	①　量水器の入庫、出庫及び保管並びに貯蔵計画に関すること。 ②　量水器の整備、試験及び検査に関すること。 ③　量水器の取替えに関すること。 ④　量水器の設置を伴う給水及び排水の開始並びに量水器の撤去を伴う給水及び排水の休止の実施に関すること。 ⑤　量水器に係る調査及び研究に関すること。 ⑥　量水器の亡失及び損傷に伴う損害賠償に関すること。
		収納係	①　水道料金等の収納に関すること。 ②　転居精算等の受付及び処理に関すること。 ③　水道料金等の過誤納金の還付に関すること。 ④　滞納に係る水道料金等の収納及び納付督励に関すること。 ⑤　給水の停止処分及び給水の再開に関すること。 ⑥　滞納に係る水道料金等債権の差押処分等に関すること。 ⑦　水道料金等の不納欠損処分に関すること。
	給排水設備課	管理指導係	①　給水装置、給水施設及び排水設備に係る工事の受付及び諸届出の受付並びに連絡に関すること。 ②　指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者の指定、指導及び講習に関すること。 ③　給水負担金並びに指定、設計審査及び工事検査に係る手数料（地域下水道条例第13条に規定するものを含む。）に関すること。 ④　課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑤　公印の保管に関すること。 ⑥　課の予算及び経理に関すること。 ⑦　課の文書及び庶務に関すること。
		設備調査係	①　給水装置、給水施設及び排水設備に係る相談、問い合わせ等の受付、検査及び処理並びに連絡に関すること。 ②　井戸等水道以外の水の排除汚水量の認定の定期調査及び処理並びに連絡に関すること。 ③　給水装置、給水施設及び排水設備の適正使用等の調査及び処理並びに連絡に関すること。 ④　給水装置、給水施設及び排水設備の改善指導に関すること。 ⑤　給水装置、給水施設及び排水設備の修繕に関すること。
		南部審査係	①　給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ②　給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③　井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。 ④　給水装置台帳及び排水設備台帳のファイリングに関すること。 ⑤　給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関すること。

部・課・係名			事務分掌
総務部	給排水設備課	北部審査係	① 給水装置、給水施設及び排水設備工事の設計審査及び工事検査（地域下水道条例第7条第2項に規定するものを含む。）に関すること。 ② 給水装置、給水施設及び排水設備工事の監督及び取締りに関すること。 ③ 井戸等水道以外の水の排除に係る汚水量の当初認定に関すること。 ④ 給水装置、給水施設及び排水設備工事に伴う鹿児島市道の占用許可等の申請に関すること。 ⑤ 給水装置、給水施設及び排水設備の構造及び材質等の基準に関すること。
水道部	水道整備課	計画係	① 水道施設及び工業用水道施設建設に係る各種許認可の申請に関すること。 ② 水道事業及び工業用水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 ③ 水道施設及び工業用水道施設建設改良計画の基本調査及び設計に関すること。 ④ 小規模水道との調整に関すること。 ⑤ 開発行為等に伴う水道施設の建設の協議及び工事負担金に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 部内の連絡調整に関すること。 ⑧ 公印の保管に関すること。 ⑨ 課の予算及び経理に関すること。 ⑩ 課の文書に関すること。 ⑪ 部及び課の庶務に関すること。
		施設整備係	① 浄水場施設及びその他関連施設（以下「浄水施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 水源地、配水池及びその他関連施設（以下「水源地等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 開発行為等に係る水道施設工事のうち浄水施設等及び水源地等の設計審査に関すること。 ④ 小規模水道の浄水施設等及び水源地等に係る技術指導に関すること。
		河頭浄水場整備係	① 河頭浄水場（甲系統の浄水施設）の更新に関すること。
	水道管路課	南部改良係	① 導水管（ずい道を含む。以下同じ。）、送水管、配水本管、配水支管等（以下「管路施設等」という。）に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。 ④ 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ⑤ 管路施設等の移設依頼工事に係る設計及び施行に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 公印の保管に関すること。 ⑧ 課の予算及び経理に関すること。 ⑨ 課の文書及び庶務に関すること。
		北部改良係	① 管路施設等に係る建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る水道施設工事のうち管路施設等の設計審査に関すること。 ③ 小規模水道の管路施設等に係る技術指導に関すること。 ④ 管路施設等の移設依頼工事の受付に関すること。 ⑤ 管路施設等の移設依頼工事に係る設計及び施行に関すること。

部・課・係名			事務分掌
水道部	水道管路課	南部維持係	① 配水管（送水管で配水管を兼ねるものを含む。以下同じ。）及びその他付属施設（以下「配水管等」という。）の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（水運用課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑧ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑨ 管路施設等（水運用課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
		北部維持係	① 配水管等の維持管理及び操作に関すること。 ② 他工事現場における事故等の防止対策に係る立会い、協議、巡視及び点検に関すること。 ③ 道路内漏水修繕の施行並びに管路施設等（水運用課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 応急給水に関すること。 ⑤ 断水広報に関すること。 ⑥ 公設消火栓の使用に関すること。 ⑦ 道路内の老朽給水管の取替えに関すること。 ⑧ 道路等の占用許可の申請及び更新に関すること。 ⑨ 漏水調査の計画策定、実施及び漏水の修繕に関すること。 ⑩ 管路施設等（水運用課が所管する用地内にあるものを除く。）に係る水道配管情報の更新及び管理に関すること。
	水運用課	施設管理係	① 浄水場等の総括及び連絡調整に関すること。 ② 水源地等及び当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等（万之瀬川導水管を含む。）の管理図の調製及び保管に関すること。 ⑤ 配水管理の総括に関すること。 ⑥ 配水区域の調整に関すること。 ⑦ 受水及び分水に関すること。 ⑧ 水源地等の運転操作及び維持管理に関すること。 ⑨ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関すること。 ⑩ 水源のかん養に関すること。 ⑪ 取水に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 ⑫ 庁舎及び公舎の改良工事及び50万円以上の修繕工事の設計及び施行に関すること。 ⑬ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑭ 公印の保管に関すること。 ⑮ 課の予算及び経理に関すること。 ⑯ 課の文書及び庶務に関すること。
		水質係	① 水道及び工業用水道の水質管理に関すること。 ② 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。 ③ 水道及び工業用水道に係る水質の試験の委託に関すること。

部・課・係名			事務分掌
水道部	水運用課	河頭浄水場 滝之神浄水場 平川浄水場	① 浄水施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 水源地等の運転操作及び維持管理に関すること。 ③ 浄水施設等及び水源地等並びに当該施設内の管路施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 導水管、送水管の維持管理及び操作に関すること。 ⑤ 取水に伴う申請及び報告に関すること。
下水道部	下水道建設課	計画係	① 下水道施設（雨水管きょを含む。）の建設に係る各種許認可の申請に関すること。 ② 下水道事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。 ③ 下水道の実施の調整に関すること。 ④ 建設改良事業の基本計画に関すること。 ⑤ 開発行為等に伴う排水施設の設置の協議に関すること。 ⑥ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑦ 部内の連絡調整に関すること。 ⑧ 公印の保管に関すること。 ⑨ 課の予算及び経理に関すること。 ⑩ 課の文書に関すること。 ⑪ 部及び課の庶務に関すること。
		施設建設係	① 処理場施設、ポンプ場施設その他付属施設の建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうちポンプ場施設その他付属施設の設計審査に関すること。
	下水道管路課	改良係	① 汚水管その他付属施設（以下「汚水管等」という。）の移設依頼工事の受付に関すること。 ② 汚水管等の移設依頼工事及び改良工事等の設計及び施行に関すること。 ③ 老朽管路の改良計画の策定に関すること。 ④ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑤ 公印の保管に関すること。 ⑥ 課の予算及び経理に関すること。 ⑦ 課の文書及び庶務に関すること。
		整備係	① 汚水管等の建設改良工事の設計及び施行に関すること。 ② 開発行為等に係る排水施設工事のうち汚水管等の設計審査に関すること。 ③ 排水設備の設置及び水洗化の普及促進に関すること。 ④ 水洗便所改造資金の融資あっ旋及び助成に関すること。 ⑤ 既設の汚水管に設置する取付管の設計及び施行に関すること。 ⑥ 既設の汚水管に接続する私道の汚水管その他付属施設の設計及び施行に関すること。 ⑦ 受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課及び徴収に関すること。 ⑧ 受益者負担金及び区域外流入分担金の徴収猶予及び減免に関すること。 ⑨ 滞納に係る受益者負担金及び区域外流入分担金の収納に関すること。
		維持係	① 汚水管等の維持管理に関すること。 ② 汚水管等に係る維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ③ 他工事現場における事故等の防止対策に係る巡視、点検に関すること。 ④ 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること（雨水に係るものを除く。）。 ⑤ 道路等の占用許可申請及び更新に関すること。 ⑥ 取付管の廃止に関すること。

部・課・係名			事務分掌
下水道部	水再生課	施設管理係	① 処理場の総括管理及び連絡調整に関すること。 ② 下水汚泥堆肥化場の運転操作、維持管理並びに維持補修工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 ③ 処理場施設及びポンプ場施設の改良工事の設計及び施行に関すること。 ④ 下水汚泥の堆肥化その他処分に関すること。 ⑤ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑥ 公印の保管に関すること。 ⑦ 課の予算及び経理に関すること。 ⑧ 課の文書及び庶務に関すること。
		水質係	① 下水道の水質管理に関すること。 ② 下水道に係る水質の調査及び試験分析に関すること。 ③ 排除汚水の水質に係る検査及び改善指導に関すること。 ④ 除害施設の設置の指導及び検査に関すること。 ⑤ 特定施設の届出の受付及び処理に関すること。 ⑥ 水質料金の適用に係る排除汚水の水質の認定に関すること。 ⑦ 下水道に係る水質の試験の委託に関すること。
		水処理センター	① 処理施設等の運転操作及び維持管理に関すること。 ② 処理施設等の維持補修工事の設計及び施行に関すること。
	下水道雨水課	―	① 下水道施設（雨水管きょ、雨水ポンプ場施設その他付属施設に限る。）（以下「下水道施設（雨水）」という。）の建設に係る各種許認可書類の作成に関すること。 ② 下水道施設（雨水）の各種計画の策定に関すること。 ③ 下水道施設（雨水）の建設改良工事、移設依頼工事及び維持補修工事の設計及び施行に関すること。 ④ 開発行為等に係る排水施設工事のうち下水道施設（雨水）の設計審査に関すること。 ⑤ 下水道施設（雨水）の工事の実施に伴う用地の取得及び補償に関すること。 ⑥ 下水道施設（雨水）の維持管理に関すること。 ⑦ 下水道施設（雨水）の無断工作物の撤去取締り及び行為の許可に関すること。 ⑧ 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。 ⑨ 課に所属する車両の管理及び運行に関すること。 ⑩ 公印の保管に関すること。 ⑪ 課の予算及び経理に関すること。 ⑫ 課の文書及び庶務に関すること。

３．年度別職員定数・職員数

区分 / 年度	職員定数（人）	職員数（人）
令和３	418	408
4	420	408
5	426	415
6	423	417
7	429	428

注１　各年度末の数。
注２　管理者、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員（令和３～４年度は再任用短時間勤務職員）を除く。

４．組織別職員数

令和8年3月31日現在（単位：人）

所属						係長	専門員	主査	主任	主事	技師	主任（フルタイム）
水道局 421	総務部 111	総務課	19	総務係	6	1	1		2	2		
				事務管理係	4	1	1	1	1			
				職員係	8	1	1	4	2			
		経営管理課	18	会計係	7	1	1	2	2	1		
				企画財政係	5	1		3		1		
				電算統計係	5	1	1			3		
		管財契約課	16	管財係	6	1	2	1	2			
				契約係	6	1	1	2	1	1		
				工事検査係	3	1	1					1
		料金課	17	営業係	4	1		1	1			1
				量水器係	4	1	3					
				収納係	8	1	1	3	3			
		給排水設備課	40	管理指導係	7	1	2	1	1	1		1
				設備調査係	13	1	3	3	2		2	2
				南部審査係	10	1	3	1			4	1
				北部審査係	9	1	2	1	1		2	2
	水道部 178	水道整備課	28	計画係	10	1	2	4	1		2	
				施設整備係	12	1	1	7	3			
				河頭浄水場整備係	5	1		3	1			
		水道管路課	65	南部改良係	15	1	4	3	5		2	
				北部改良係	12	1	2	2	3		3	1
				南部維持係	19	1	6	2	3		5	2
				北部維持係	18	1	2	4	4		5	2
		水運用課	84	施設管理係	17	1	2	7	2		5	
				水質係	19	1	2	5	8		3	
				河頭浄水場	19	2	3	1	5		7	1
				滝之神浄水場	18	2	5	1	7		1	2
				平川浄水場	10	2	1	3	4			
	下水道部 132	下水道建設課	24	計画係	12	1	3	2	4		2	
				施設建設係	11	1	2	5	3			
		下水道管路課	41	改良係	12	1		3	5		3	
				整備係	17	1	3	4	3		5	1
				維持係	11	1		1	4		4	1
		水再生課	46	施設管理係	11	1	2	4	3		1	
				水質係	9	1	5	1	1		1	
				水処理センター	25	2	2	5	10		3	3
		下水道雨水課	20	ー	19	1	3	7	6		2	

注１　管理者、休職者、総務課付職員（併任除く）、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。
注２　浄水場・水処理センターの係長には副場長・副センター長を含む。

５．年齢別・職種別職員構成表

令和8年3月31日現在

職種／年齢	事務職員		技術職員		計	
	職員数（人）	比率（%）	職員数（人）	比率（%）	職員数（人）	比率（%）
21歳未満	0	0.0	10	2.9	10	2.3
21歳以上　26歳未満	3	3.4	28	8.3	31	7.2
26歳以上　31歳未満	7	7.9	27	8.0	34	7.9
31歳以上　36歳未満	7	7.9	37	10.9	44	10.3
36歳以上　41歳未満	8	9.0	61	18.0	69	16.1
41歳以上　46歳未満	10	11.2	35	10.3	45	10.5
46歳以上　51歳未満	16	18.0	37	10.9	53	12.4
51歳以上　56歳未満	16	18.0	41	12.1	57	13.3
56歳以上	22	24.7	63	18.6	85	19.9
計	89	100.0	339	100.0	428	100.0
総年齢	4,125		14,360		18,485	
職員1人当たりの平均年齢	46歳4月		42歳4月		43歳2月	

注１　管理者、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。
注２　比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

６．勤続年数別・職種別職員構成表

令和8年3月31日現在

職種／年数	事務職員		技術職員		計	
	職員数（人）	比率（%）	職員数（人）	比率（%）	職員数（人）	比率（%）
1年未満	1	1.1	25	7.4	26	6.1
1年以上　5年未満	7	7.9	63	18.6	70	16.4
5年以上　10年未満	5	5.6	31	9.1	36	8.4
10年以上　15年未満	13	14.6	52	15.3	65	15.2
15年以上　20年未満	5	5.6	34	10.0	39	9.1
20年以上　25年未満	7	7.9	29	8.6	36	8.4
25年以上　30年未満	19	21.3	35	10.3	54	12.6
30年以上　35年未満	19	21.3	35	10.3	54	12.6
35年以上	13	14.6	35	10.3	48	11.2
計	89	100.0	339	100.0	428	100.0
総勤続年数	2,073		5,626		7,699	
職員1人当たりの勤続年数	23年4月		16年7月		17年12月	

注１　管理者、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。
注２　比率は、端数の四捨五入のため個々の和と計とが異なることがある。

７．職種別給与内訳表

令和8年3月31日現在

区分＼職種		事務職員	技術職員	計
年間延職員数	(A)	1,054 人	4,068 人	5,122 人
給料	(B)	370,025 千円	1,310,232 千円	1,680,257 千円
平均給料額	(B)/(A)	351 千円	322 千円	328 千円
基本給	(C)	377,927 千円	1,357,186 千円	1,735,113 千円
平均基本給額	(C)/(A)	359 千円	334 千円	339 千円
時間外勤務手当	－	16,890 千円	79,767 千円	96,657 千円
特殊勤務手当	－	23 千円	7,140 千円	7,163 千円
期末勤勉手当	－	157,673 千円	553,420 千円	711,093 千円
その他手当	－	23,892 千円	85,163 千円	109,055 千円
手当小計	(D)	198,478 千円	725,490 千円	923,968 千円
年間支給額	(E)=(C)+(D)	576,405 千円	2,082,676 千円	2,659,081 千円
平均月収額	(E)/(A)	547 千円	512 千円	519 千円

注１　管理者、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。

注２　基本給＝給料＋扶養手当

注３　手当小計は扶養手当を含まない。

８．勘定別職員数

（１）水道事業

令和8年3月31日現在

勘定＼職名	特別職（人）	一般職（人）	計（人）
損益勘定所属職員数	1	208(7)	209(7)
資本勘定所属職員数	0	47(0)	47(0)
計	1	255(7)	256(7)

注　( )内は、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員について外書き

（２）公共下水道事業

令和8年3月31日現在

勘定＼職名	特別職（人）	一般職（人）	計（人）
損益勘定所属職員数	0	113(3)	113(3)
資本勘定所属職員数	0	60(0)	60(0)
計	0	173(3)	173(3)

注　( )内は、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員について外書き

第２章　広報広聴活動

１．広報活動

市民に水道・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営を図るため、令和７年度は次のような取組みを行った。

（１）市民のひろばへの掲載

（４月号）
・水道のメーターボックスの取り換え、給水装置（水道メーターから蛇口まで）の修繕
・個人住宅への雨水の貯留施設、浸透施設の設置助成

（５月号）
・今年度の公共下水道（汚水）の整備
・公共下水道事業受益者負担金
・高齢者宅給水装置の無料点検

（６月号）
・水の再生工場探検参加者募集
・夏休み親子水教室参加者募集
・水のトラブル発生‼～ミッションを突破せよ‼～参加者募集
・水道料金・下水道使用料の支払い
・水洗化工事はお早めに
・水道管と井戸などの管との接続は法律で禁止されています

（７月号）
・下水道展かごしま～下水道を学ぼう～
・グリーストラップは定期的に清掃を
・雨水出水浸水想定区域の指定

（８月号）
・水道メーターの取り換えにご協力を
・排水設備の維持管理を

（９月号）
・下水道接続のお願い
・排水管洗浄の訪問営業に注意
・水道事業・公共下水道事業経営審議会委員募集

（１０月号）
・水道料金、下水道使用料のお支払いは期限内に
・洗濯排水などの汚水は汚水用の排水管へ
・個人住宅への雨水の貯留施設、浸透施設の設置助成
・サツマソイルの販売・無料配布

（１１月号）
・排水口から臭いがしませんか
・所有者設置のメーターの取り換え
・飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理

（１２月号）
・入札参加資格審査申請の登録受け付け（水道局の業務委託）
・水道管を寒さから守りましょう
・水漏れの確認を
・暮らしのカレンダー
（年末年始の市営施設などの休業・休館日/お客様料金センター）

（１月号）
・入札参加資格審査申請の受け付け（水道局の土木、建築、設計業務など）
・汚水ますは定期的に掃除を
・水道料金・下水道使用料のアパート料金制度

（２月号）
・家屋解体・改造に伴う工事申請
・水道管の凍結にご注意ください
・水道モニター募集

（３月号）
・引っ越しに伴う手続き（水道の手続き）
・水道メーターの検針にご協力を
・生ごみを粉砕する単体型ディスポーザは使用できません
・サツマソイルの販売・春の木市での無料配付

（２）パンフレット類の作成（総務課作成分）

①「こんにちは！水道局です」

市の水道・公共下水道を使用している全世帯・事務所等へ配布

（前期号）　サツマソイルをお試しください、浄水場・処理場施設見学バーチャル動画公開中です、災害への備え、宅内排水管の点検・洗浄の訪問営業等にご注意ください、「第２期上下水道事業経営計画」の見直し・「中期財政計画」の策定を行いました、水道事業・公共下水道事業の令和７年度予算の概要、水道局からのお知らせ・お願い、プレゼントクイズ　ほか

（後期号）　見えないところで、街を支える下水道、公共下水道（汚水）を計画的に整備しています、「水道管の凍結」にご注意ください、令和８年１月から水道局の開庁時間を変更します、水道局の主なイベント、水道事業・公共下水道事業の令和６年度決算の概要、水道局からのお知らせ・お願い、プレゼントクイズ　ほか

②「かごしま市の水道」

鹿児島市の水道事業の主要施設や給水状況などを紹介

（３）市政広報番組での放送

（６月）　市政広報ラジオ（鹿児島シティエフエム）ピックアップ市民のひろば

「わたしたちに身近な“上下水道”を学ぼう！」

（４）各種行事

①「水道週間」行事の実施　　令和７年６月１日(日)～7 日(土)

スローガン：透き通る　誇れる水に　感謝する

・高齢者宅訪問点検サービス

給水区域内の 70 歳以上の人のみの世帯を対象とした給水装置の無料点検サービス

②「水の再生工場探検」の実施　　令和７年７月 19 日(土)

目　的：処理場の施設見学や微生物と処理水の観察等を通して、下水道に対する理解と関心を深めてもらう。

（参加者　小学生 39 人、中学生２人、保護者 38 人、その他５人）

・下水道のしくみや役割の説明
・南部処理場の施設見学
・微生物・処理水の観察
・水質実験

③「夏休み親子水教室」の実施　　令和７年７月 26 日(土)

目　的：親子での浄水場見学や水道水に関する各種実験等を通して、水道に対する理解と関心を深めてもらう。

（参加者　小学生 29 人、保護者 31 人、その他 10 人）

・水道のしくみについての説明
・平川浄水場の施設見学
・水の飲みくらべ
・かんたん工作
・水質実験

④「水のトラブル発生‼～ミッションを突破せよ‼～」の実施　　令和７年８月２日(土)

（参加者　小学生 15 人、保護者 11 人）

目　的：上水道の仕組みや水道管の連結及び漏水修繕の工法を実技体験し、水道管の維持管理に必要な基礎的知識を習得するもの。

・上水道のしくみや維持管理について
・応急給水袋の使い方

・仕切弁の役割について
・水道管の連結について
・漏水修繕の工法について

⑤「下水道展かごしま」の実施　　令和７年７月 31 日(木)～8 月 4 日(月)
目　的：公共下水道について、仕組みや維持管理状況等を紹介することで、市民に理解を深めてもらう。
場　所：市立科学館２階　エントランスホール
・パネル、デザインマンホール蓋、水処理模型の展示
・ペットボトル実験
・マンホールカードのＰＲ
・微生物顕微鏡観察　など
・処理場施設見学バーチャル動画再生

⑥「下水道の日」行事の実施
標　語：水が生き　暮らしも活きる　下水道
・未水洗家屋等の戸別訪問　　令和７年９月 10 日(水)
令和７年度下水道整備地区の戸別訪問（訪問戸数　52 戸）

（５）施設見学の受入れ状況

（単位：人、団体）

施設／見学者	河　頭浄水場	滝之神浄水場	平　川浄水場	水道応急・維持管理センター	南　部処理場	下水汚泥堆肥化場	合　計
子　供	1,599	176	810	12	452	0	3,049
大　人	244	44	78	29	103	73	571
合　計 (団体数)	1,843 (47)	220 (8)	888 (14)	41 (8)	555 (8)	73 (18)	3,620 (103)

※ 子供は中学生以下

（６）浄水場・処理場施設見学バーチャル動画（令和５年度作成）
目 的：上下水道施設の見学を擬似体験することにより、上下水道について理解を深めてもらうとともに、上下水道をより身近に感じてもらう。
・360 度カメラを使用して撮影しており、タブレット端末を傾けたり、パソコンの画面をドラッグしたりすることで実際に見学しているような体験ができる動画
・通常の施設見学では見ることができない場所も紹介

（７）水道局オリジナルノベルティ作成（令和６年度作成）
目 的：水道局をより身近に感じていただき、水道事業・公共下水道事業への理解と協力を得て、円滑な事業運営につなげる。
・水道局オリジナルクリアファイルを 4,000 枚作成（約２年分）
・施設見学や各種イベントで配布

２．広聴活動

（１）水道モニター活動（平成７年度事業開始）
①　目 的
水道・公共下水道に対する利用者のニーズや意見を継続的に把握し、それらを事業運営に反映させサービスの向上を図る。

② 第31期水道モニター活動実施状況（令和７年４月委嘱）

・第１回モニター会議(災害対策について他) 令和7年 5月20日(火) 水道応急･維持管理ｾﾝﾀｰ研修室
・第２回モニター会議(水道施設見学会) 令和7年 7月11日(金) 河頭浄水場
・第３回モニター会議(下水道施設見学会) 令和7年10月22日(水) 南部処理場･下水汚泥堆肥化場
・第４回モニター会議(研　修　会　他) 令和8年 1月29日(木) 水道局大会議室

（2）市政出前トークの実施

月	テーマ	内容	対象	参加者数
５月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	１３人
	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	９人
	下水道の役割としくみ ～環境とくらしを守る下水道～	下水道の役割、下水道のしくみと種類など	高齢者サークル	１６人
６月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	８人
７月	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	高齢者サークル	２０人
	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会	１５人
９月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	２５人
	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	３４人
	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	医療生協班長会	１８人
１０月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	１１人
１１月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	１３人
	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	２２人
	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	２６人
	安全な水、おいしい水	飲み水ができるまでと 水道水の水質管理	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会	３０人
	鹿児島市の公共施設の老朽化の現状と長寿命化（上下水道）	水道の老朽化に伴う現状と課題、取組について・汚水管路施設の老朽化対策	市民グループ	１１人
１２月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	１３人
２月	上・下水道料金のしくみ	検針業務・上下水道料金の計算等について	高齢者サークル	１４人
３月	わが家の水道と下水道 ～水まわりの簡易な修繕方法など～	蛇口の簡易修繕、凍結対策など	高齢者サークル	２６人
	下水道の役割としくみ ～環境とくらしを守る下水道～	下水道の役割、下水道のしくみと種類など	高齢者サークル	１２人

３．インターネットの活用

水道 ・ 公共下水道及び工業用水道事業について、あらましや主要施設の概要、経営状況、統計等の情報を鹿児島市水道局のホームページで公表している。

（開設：平成 10 年 9 月 1 日、リニューアル：平成 27 年 3 月 20 日）

アドレス　https://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index.html

第３章　経営審議会

１．名　　称　　鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会
２．設置根拠　　鹿児島市水道事業及び公共下水道事業経営審議会規程
３．設置年月日　　昭和４３年４月１５日
４．目　　的　　本市の水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の適正かつ合理的な運営と健全な経営を図る。
５．所掌事務　　(1)　水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の運営に関すること。
(2)　水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
(3)　水道事業及び公共下水道事業管理者からの諮問に関すること。
(4)　その他特に管理者が必要と認める事項
６．委　　員　　(1)　委員の数　　１０人以内（現在１０人）
(2)　現委員の構成

経　済　界	労　働　界	報道機関	学識経験者	利用者代表 （公募１人を含む）
２人	１人	１人	２人	４人

(3)　現委員の任期　　２年（令和８年４月１日～令和１０年３月３１日）
７．謝　　金　　１回の会議出席あたり　　会長　１１，５００円
委員　１０，３００円
※鹿児島市報酬及び費用弁償条例第２条別表第２に規定する額に準じている。
（令和７年７月１日改定）
８．開催状況

年度	回次	議　　題
令和５	第１回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和５年度予算 (2)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和５年度実施計画 (3)　河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画素案
	第２回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和４年度決算 (2)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和４年度実施状況 (3)　河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果等
令和６	第１回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和６年度予算 (2)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和６年度実施計画 (3)　水道局の令和６年度組織整備 〔施設見学会〕場所：水道応急・維持管理センター
	第２回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和５年度決算 (2)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和５年度実施状況 (3)　河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業に係る実施方針等
令和７	第１回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和７年度予算 (2)　鹿児島市上下水道事業中期財政計画（令和７年度～令和９年度） (3)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画（令和６年度見直し版） (4)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和７年度実施計画
	第２回	(1)　水道事業、公共下水道事業及び工業用水道事業の令和６年度決算 (2)　第２期鹿児島市上下水道事業経営計画に掲げる取組事項の令和６年度実施状況 (3)　下水道管路の全国特別重点調査に伴う優先箇所の調査結果 (4)　河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新事業に係る応募者の辞退